

北海商科大学学則

第1章 総則

(理念)

第1条 北海商科大学（以下「本学」という。）は、法令の定めるところに従い、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、人格の陶冶と身体の錬成に努め、自主的精神に満ちた有為の人材を育成する。

(使命・目的)

- 2 本学は、上記第1条の建学の精神に従い、最高の学術とその応用を研究教授し、広く知識を授けるとともに、北海道の発展と文化の向上、延いてはグローバルな経済発展に寄与することを使命として、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育の目的とする。
- 3 本学は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。その目的は、別に定める。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(認証評価)

第3条 本学は、前条の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努める。

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商学科	120名	480名
	観光産業学科	60名	240名

- 2 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は修業年限の2倍を超えることができない。

(学年及び授業期間)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期（セメスター）に分ける。

前期セメスター 4月1日から9月30日まで

後期セメスター 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 北海学園創立記念日 5月16日
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
- (5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 2月5日から3月23日まで

2 学長は、休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、編入学、転学科、休学(復学)、退学(再入学)、除籍(復籍)、転学及び留学 (入学)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了したもの
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学検定試験に合格した者を含む。)
- (8) その他、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に別表2に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに、学長に願い出なければならない。

第11条 入学を志願する者に対しては、別に定める入学試験規程により、所定の入学試験を行い、合格者を決定する。

2 前項による合格の通知を受けた志願者のうち、所定の期日までに本学所定の手続を完了した者に、学長は、入学を許可する。

(編入学)

第12条 本学に編入学を志願する者があるときは、別に定める規程に基づき、編入学を許可することができる。

2 本学に編入学を志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に2年以上在学した中途退学者で、再び編入学を志願する者
- (2) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得している者(所定の単位を修得した中途退学者も含む。)
- (3) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、第9条の各

号のいずれかに該当する者に限る。)

- (5) その他、相当の年齢に達し、本項第1号又は第2号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 前項の規程により、本学に編入学を許可された者の入学前に修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の取扱い並びに入学前の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校における在学年数を本学における在学期間への算入等についての取扱いは、別に定める規程による。

(転学科)

第13条 本学の学生で、所属の学科を変更しようとする者については、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。

(休学及び復学)

第14条 学生は、疾病その他の事情で引き続き3か月以上修学できないとき、その他特別の事由があると認められたときは、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学は、当該年度限りとする。ただし、特別の事由があるときは、さらに休学を許可することができる。
- 3 休学期間は、第6条の在学期間に加えない。
- 4 通算して休学できる期間は、4年以内とする。
- 5 前項による休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て学年の始め又は後期の始めに復学することができる。

(退学及び再入学)

第15条 本学を退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項による退学者が3年以内に再入学を願い出た場合は、学長は、これを許可することができる。

(除籍及び復籍)

第16条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、除籍することができる。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えるとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 長期にわたり行方不明になったとき
- (4) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しないとき
- (5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
- (6) 入学を辞退したとき

- 2 前項第3号又は第4号、第5号により除籍された者が3年以内に復籍を願い出たときは、学長は、これを許可することができる。

(転学)

第17条 本学の学生で、他の大学に転学を志願する者は、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第18条 学生が修学のために外国の大学及び短期大学、又はその他の相当と認められる教育・研究機関に留学する場合は、第26条の規定を準用するほか、別に定める規程による。

- 2 休学期間中に、学生が前項の機関等に留学する場合も前項と同様とする。ただし、第26条第3項は適用しない。

(二重学籍の禁止)

第19条 本大学の学生は、他の大学に在籍することは認めない。

第3章 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験

(授業科目)

第20条 授業科目は、異文化交流科目、専門基礎科目、専門関連科目、専門科目、専門キャリアアップ科目に分かれ、単位数、年次配当、必修科目、選択科目及び自由科目の区分は、別表1のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位数の算定)

第22条 授業科目に対する単位の算定は、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間の授業をもって1単位とすることを基準とする。

2 本大学は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修科目の登録)

第23条 学生は、必修科目その他の科目につき履修しようとする授業科目を、所定の期日までに学長に提出し、承認を得なければならない。

(単位修得の認定)

第24条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、学長が行うものとする。

2 単位修得のため、数次の任意の試験が実施される。この試験のうちには、レポート提出、口頭試問等も含まれる。

3 やむを得ない事由のため、前項の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第25条 試験による成績の評価は、A+、A、B+、B、C+、C及びDとし、A+、A、B+、B、C+及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修、並びに大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生が当該大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、高等専門学校等大学以外の教育施設との協議に基づき、学生が行う高等専門学校等大学以外の教育施設における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、学長が単位を与えることができる。

3 第1項及び第2項により学生が授業科目を履修又は学修するために本学を離れて他の地に滞在する期間は、本学の在学期間に含めることができる。

4 第1項及び第2項により履修又は学修した授業科目について修得した単位については、合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、新たに本学の1年次に入学した学生が、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定基準により、学長が単位を与えることができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学の場合を除き、60単位を超えないものとする。ただし、第6条に定める修業年限の短縮は行わない。

第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件等)

第28条 本学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め合計124単位以上を修得した者については、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 異文化交流科目においては、別表1に掲げる語学9単位以上
- (2) 専門基礎科目においては、別表1に掲げる必修科目17単位以上
- (3) 専門科目においては、別表1に掲げる必修科目4単位以上

(学士の学位)

第29条 本学を卒業した者には、学士（商学）の学位を授与する。

- 2 学位授与に関する規程は別に定める。

第5章 授業料等の納入及び授業料等の免除

(授業料等の納入)

第30条 学生は、別表2に定める入学金、授業料、教育充実費及び大学諸費を所定の期間内に納入しなければならない。

- 2 特別の事情により、前項の納入金の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより当該納入金を延納することができる。

(授業料等の免除)

第31条 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び大学諸費の納入を免除する。ただし、別表2による各分納期の中で休学、退学又は転学する場合は、その分納期の授業料、教育充実費及び大学諸費の納入を免除しない。

(入学検定料等の不返還)

第32条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び大学諸費は、これを返還しない。

第6章 研究生、委託生、科目等履修生

(研究生)

第33条 本学において特定事項について研究しようとする者があるときは、学長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の取扱い、別に定める規程による。

(委託生)

第34条 公共団体又は他の機関から特定科目について修学を委託される者があるときは、学長は、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(特別科目等履修生)

第35条 本学は、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に特別科目等履修生として特定の授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- 2 特別科目等履修生の検定料、入学金及び受講料の取扱いについては、当該特別科目等履修生が所属する大学

との協議により定める。

3 特別科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。

(一般科目等履修生)

第 36 条 本学における授業科目中、1 科目又は数科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、一般科目等履修生として当該授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 一般科目等履修生の取扱いは、別に定める規程による。

(委託生、一般科目等履修生の資格及び履修)

第 37 条 委託生又は一般科目等履修生を志願する者は、第 9 条の入学資格と同等以上の資格を有する者でなければならない。

2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するために一般科目等履修生を志願する者の教職課程授業科目の履修については、別に定める。

(研究生、委託生、一般科目等履修生の手続)

第 38 条 研究生を志願する者は、所定の入学願書に本学において研究しようとする特定事項を記載し、別表 3 に定める審査料を添えて、願い出なければならない。

第 39 条 委託生又は一般科目等履修生を志願する者は、所定の入学願書に履修しようとする授業科目を記載し、別表 3 に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(単位修得証明書)

第 40 条 委託生、特別科目等履修生及び一般科目等履修生は、その履修した科目について、試験に合格した者には、本人の請求によって単位修得証明書を交付する。

(入学金及び受講料等)

第 41 条 研究生、委託生、一般科目等履修生は、別表 3 に定める入学金、研究料又は受講料を納入しなければならない。

2 既に納入した入学金、研究料又は受講料は、これを返還しない。

3 海外との学生交流協定に基づく特別科目等履修生の入学検定料、入学金及び受講料は、所定の手続を経て不徴収とする。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 42 条 人物及び学業の優秀な学生は、別に定める規程により、これを表彰する。

第 43 条 本学学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学規程は、別に定める。

(懲戒)

第 44 条 学生が、学則及びこれに基づいて定められた諸規程に違反し、若しくは学内の秩序を乱し、又は学生としての本分にもとる行為があったときは、学長はこれに対して懲戒を行う。

2 懲戒は、謹慎、停学及び退学の 3 種とし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 犯罪行為及びその他の違法行為（重大な交通法規違反）

(2) ハラスメント等の人権を侵害する行為

(3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為

(4) 情報倫理に反する行為

- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (8) その他学生としての本分に反する行為

第8章 教育職員免許状

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第45条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別に定める教職課程履修規程に従い、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	教 科
商学部	商 学 科	高等学校教諭一種免許状	公 民
			商 業
	観光産業学科	高等学校教諭一種免許状	公 民
			商 業

- 3 教職課程を履修するために必要な事項は、教職課程履修規程において定める。
- 4 教職課程授業科目を履修する者は、別表3に定める受講料を納入しなければならない。

第9章 公開講座

(公開講座)

第46条 本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

2 公開講座の実施運営については、別に定める。

第10章 保健及び厚生

(医務室)

第47条 本学教職員及び学生の保健のため医務室を設け、次の業務を行う。

- (1) 毎学年定期の健康診断
- (2) 健康相談
- (3) 疾病及び障害の救急処置

第11章 組織及び運営

(教職員)

第48条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教授、准教授、講師及び助教
- (4) 事務職員及び管理員

2 学長は、前項のほかに必要な教職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師及び助教の選考基準に関する規程は、別に定める。

(学長)

第49条 学長は、本学の教育研究等の一切を統轄し、所属の教職員を統督する。

2 学長候補の選出については別に定める。

3 学長の任期は2年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。

4 再任の場合の任期は2年とし、学長在任期間が連続4期となる選出は認めない。

(学部長)

第50条 学部に学部長を置き、本学の専任の教授をもって充てる。

2 学部長は学長の職務を補佐し、学部を統轄する。

3 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

4 学部長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

5 学部長は教育研究等の充実に関する業務の執行に責任を持ち、学内の諸機構と相互に連絡し合う。

6 学部長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(教授会)

第51条 本学に、重要な事項を審議するため教授会を置き、所属の専任の教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

2 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究上の目的に関する事項

(4) 学部の規則及び内規に関する事項

(5) 学長候補及び学部長候補、センター長候補の選出に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 賞罰に関する事項

(8) 研究に関する事項

(9) 教員選考に関する事項

(10) 予算概算の要求及び配布予算の執行に関する事項

(11) 学長より諮問された事項

(12) その他教育研究に必要な事項

4 教授会は、前項に掲げる第1号から第12号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

5 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

6 教員選考に関する事項は、別に定めるところによる。

7 学部長は、教授会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(教育・研究の執行に関する会議)

第 52 条 本学に、教授会の構成員の一部から構成される業務の執行に関するセンター協議会を置き、本学の業務に関する基本的な方針について調整又は協議を行う。

2 センター協議会の構成、業務及び機能については、別に定める。

3 センター協議会の構成員となるセンター長候補の選出については、別に定めるところによる。

(教育研究評価委員会)

第 53 条 本学に、教育研究評価委員会を置き、本学の教育研究活動等に対して適切な評価を行い、改善のための意見を学長に提出する。

2 教育研究評価委員会の構成及び職責については、別に定める。

(センター及び委員会)

第 54 条 本学の教育研究活動等の充実、向上をはかるために、次のセンター及び委員会を置く。

(1) 教務センター

(2) 学術発展センター

(3) 入試・広報センター

(4) 学生支援センター

(5) キャリア支援センター

(6) 国際交流センター

(7) 情報システム運営委員会

2 前項の各センター及び委員会に関する規程は、別に定める。

第 55 条 前条第 1 項のほか、必要に応じて委員会を設けることができる。

(名誉教授)

第 56 条 本学において学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対して、学長は、別に定める規程に基づき、名誉教授の称号を授与する。

(事務組織)

第 57 条 事務に関する組織、機構及び事務分掌については、別に定める。

第 12 章 附属施設

(図書館)

第 58 条 本学に、図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(開発政策研究所)

第 59 条 本学に、開発政策研究所を置く。

2 開発政策研究所に関する規程は、別に定める。

(研修施設)

第 60 条 本学に、研修施設を置く。

2 研修施設の管理及び利用については、別に定める。

附 則

1 この学則は、学長の承認を経て、理事会の決議により変更することができる。

2 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部、学科等	入学定員
商 学 部 商 学 科	2 2 5 名

附 則

この学則は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成6年度から平成11年度までの間の入学定員及び収容定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	175名	700名
	観光産業学科	100名	400名

- 3 第18条及びその別表、ならびに第24条に定める単位数は、平成6年度1年次入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成8年度から平成11年度までの間の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	175名	20名	740名
	観光産業学科	100名	—	400名

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 平成9年度から平成11年度までの間の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	175名	20名	740名
	観光産業学科	100名	—	400名

- 3 第18条及びその別表は、平成9年度1年次入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 平成10年度から平成11年度までの間の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	175名	20名	740名
	観光産業学科	100名	20名	440名

- 3 第18条及び第25条並びにその別表は、平成10年度1年次入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年度までの間の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	175名	20名	740名
	観光産業学科	100名	20名	440名

- 3 第18条及びその別表は、平成11年度1年次入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成12年度の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	100名	20名	665名
	観光産業学科	100名	20名	440名

- 3 第18条、第24条及び第25条並びにその別表は、平成12年度1年次入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 平成13年度の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	100名	20名	590名
	観光産業学科	100名	20名	440名

- 3 第7条、第18条及びその別表、第21条、第21条の2、第21条の3、第24条、第28条、第38条は、平成13年度1年次入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 平成14年度の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
商学部	商 学 科	100名	20名	515名
	観光産業学科	100名	20名	440名

- 3 第18条及びその別表、第24条、第28条、第38条は、平成14年度1年次入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	100名	420名
	観光産業学科	50名	370名

- 3 第2条及び第24条は、平成15年度1年次入学者から適用し、平成14年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	100名	400名
	観光産業学科	50名	300名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	100名	400名
	観光産業学科	50名	250名

- 3 第2条及び第9条、10条は、平成17年度1年次入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 ただし、北海学園北見大学から北海商科大学に名称変更することについては、平成18年4月1日に在籍している者から適用する。
- 3 第7条、第18条及びその別表、第23条、第24条は、平成18年度1年次入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第19条及びその別表1は、平成18年度1年次入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第20条及びその別表1は、平成18年度1年次入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については従前の規定による。
- 3 第28条は、平成21年度1年次入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第14条、第20条及びその別表1、別表2は、平成19年度1年次入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条及びその別表 1 は、平成 19 年度 1 年次入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条及びその別表 1 は、平成 19 年度 1 年次入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条、第 8 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 44 条、第 51 条は、平成 21 年度 1 年次入学者から適用する。
- 3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成 27 年度

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	1 2 0 名	4 2 0 名
	観光産業学科	6 0 名	2 1 0 名

平成 28 年度

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	1 2 0 名	4 4 0 名
	観光産業学科	6 0 名	2 2 0 名

平成 29 年度

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
商学部	商 学 科	1 2 0 名	4 6 0 名
	観光産業学科	6 0 名	2 3 0 名

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 16 条は、平成 21 年度 1 年次入学者から適用する。
- 3 第 20 条、別表 3 (1)、(2) は、平成 28 年度 1 年次入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条及びその別表 1 は、平成 29 年度 1 年次入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条及びその別表 1 は、平成 30 年度 1 年次入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条及びその別表 1 は、平成 31 年度 1 年次入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条及びその別表 1 は、令和 4 年度 1 年次入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条及びその別表 1 は、令和 6 年度 1 年次入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1、別表 2 及び別表 3 は、令和 7 年度 1 年次入学者から適用し、令和 6 年度以前の入学者については従前の規定による。
- 3 ただし、別表 1（１）及び（２）の 5. 観光産業学科専門科目 C 群については、令和 7 年度以前入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 は、令和 8 年度 1 年次入学者から適用し、令和 7 年度以前の入学者については従前の規定による。

別表 1 (1) 商学部・商学科

1. 異文化交流科目

区分	授業科目	年次及び単位数								備考
		1 年		2 年		3 年		4 年		
		1セ	2セ	3セ	4セ	5セ	6セ	7セ	8セ	
語学	英会話Ⅰ	9							9	(卒業要件) 必修科目（語学9単位以上、 専門基礎科目17単位以上、専門科目（ゼミナール科目）4単位以上）を含み、合計124単位以上（ただし、自由科目を除く）。
	英会話Ⅲ		6						6	
	英会話・作文Ⅰ			6					6	
	英会話・作文Ⅱ				4				4	
	中国語Ⅰ	9							9	
	中国語Ⅱ		9						9	
	海外中国語		15						15	
	中国語会話・作文Ⅰ			6					6	
	中国語会話・作文Ⅱ				4				4	
	韓国語Ⅰ	9							9	
	韓国語Ⅱ		9						9	
	海外韓国語		15						15	
社会と文化	韓国語会話・作文Ⅰ			6					6	
	韓国語会話・作文Ⅱ				4				4	
	論理と思考A	3							3	
	論理と思考B		3						3	
	近代社会と倫理学A	3							3	
	近代社会と倫理学B		3						3	
	哲学と社会思想A	3							3	
	哲学と社会思想B		3						3	
	市民社会と自由A	3							3	
	市民社会と自由B		3						3	
	日本近代とアジアA	3							3	
	日本近代とアジアB		3						3	
	東アジアの動きA	3							3	
	東アジアの動きB		3						3	
	日本文化と東アジアA	3							3	
	日本文化と東アジアB		3						3	
	日本文学と日本語A	3							3	
	日本文学と日本語B		3						3	
	国際経済の動きA	3							3	
	国際経済の動きB		3						3	
	言語の科学A	2							2	
	言語の科学B		2						2	
	国際社会と異文化交流A	2							2	
	国際社会と異文化交流B		2						2	
	異文化と言語A	2							2	
	異文化と言語B		2						2	
	国際社会と安全保障A	2							2	
	国際社会と安全保障B		2						2	
	スポーツの科学				2				2	
	社会と経済（中国）		2						2	
	社会と経済（韓国）		2						2	
	現代社会と情報ネットワークA	3							3	
	現代社会と情報ネットワークB		3						3	
	文化心理学A	3							3	
	文化心理学B		3						3	
	質的社会調査論A	2							2	
	質的社会調査論B		2						2	
	社会文化ゼミナール	2							2	
	異文化ゼミナール		2						2	

2. 専門基礎科目

区分	授業科目	年次及び単位数									備考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
専門基礎科目	データサイエンス・AI論	2								2	17単位以上
	経済と社会の仕組みⅠ			3						3	
	経済と社会の仕組みⅡ				2					2	
	経済システム理論Ⅰ			3						3	
	経済システム理論Ⅱ				2					2	
	コンピュータ・リテラシーⅠ			3						3	
	コンピュータ・リテラシーⅡ				2					2	
	小計	2	0	9	6	0	0	0	0	17	

3. 専門関連科目

区分	授業科目	年次及び単位数								備考	
		1 年		2 年		3 年		4 年			計
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
専門 関連 科目	経済理論A					3				3	
	経済理論B						2			2	
	応用経済A					3				3	
	応用経済B						2			2	
	北海道経済論						2			2	
	日本経済論A			2						2	
	日本経済論B				2					2	
	現代中国経済論			2						2	
	現代韓国経済論			2						2	
	比較企業形態論			2						2	
	アジア比較文化論					2				2	
	比較経済論A					2				2	
	比較経済論B						2			2	
	国際関係論（政治学含む）			2						2	
	環境科学論			2						2	
	環境経済論				2					2	
	公共経済論						2			2	
	労働経済論			2						2	
	情報社会と統計			2						2	
	社会心理学						2			2	
	地域交通体系論			2						2	
	民法基礎				2					2	
	商法基礎						2			2	
	経済法						2			2	
	法社会の基礎						2			2	
	量的社会調査方法論A			2						2	
	量的社会調査方法論B				2					2	
	地域コミュニティ論							2		2	
	現代中国論A			2						2	
	現代中国論B				2					2	
	東アジア政治思想A			2						2	
	東アジア政治思想B				2					2	
	特殊講義Ⅰ						1～8				
	特殊講義Ⅱ						1～8				
	特殊講義Ⅲ						1～8				
	特殊講義Ⅳ						1～8				

4. 商学科専門科目

区分	授業科目	年次及び単位数								計	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A 群	マーケティングⅠ				3					3	
	企業経営論Ⅰ				3					3	
	金融システム論Ⅰ				3					3	
	アカウンティングⅠ				2					2	
	人的資源管理論Ⅰ				3					3	
	国際経営論Ⅰ				3					3	
	物流システム論Ⅰ				3					3	
	管理会計論Ⅰ				3					3	
	経営分析論Ⅰ				3					3	
	流通戦略論Ⅰ				3					3	
B 群	マーケティングⅡ					3				3	
	企業経営論Ⅱ					3				3	
	金融システム論Ⅱ					3				3	
	アカウンティングⅡ					2				2	
	人的資源管理論Ⅱ					3				3	
	国際経営論Ⅱ					3				3	
	物流システム論Ⅱ					3				3	
	管理会計論Ⅱ					3				3	
	経営分析論Ⅱ					3				3	
	流通戦略論Ⅱ					3				3	
C 群	流通論					2				2	
	広告論						2			2	
	国際金融論						2			2	
	アントレプレナーシップ論						2			2	
	国際ビジネスコミュニケーション						2			2	
	中小企業経営論						2			2	
	企業経営戦略論						2			2	
	財務諸表論						2			2	
	原価計算論					2				2	
	D 群	コマース研究ゼミナールⅠ				2					2
コマース研究ゼミナールⅡ						2				2	
コマース研究ゼミナールⅢ							2			2	
コマース研究ゼミナールⅣ								2		2	
卒業論文									4	4	ゼミナール科目 4 単位以上

5. 観光産業学科専門科目

区分	授業科目	年次及び単位数								計	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A 群	観光学Ⅰ				3					3	
	観光事業論Ⅰ				3					3	
	観光地理論Ⅰ				3					3	
	観光政策論Ⅰ				3					3	
	観光産業論Ⅰ				3					3	
	観光振興論Ⅰ				3					3	
	観光情報学Ⅰ				3					3	
B 群	観光学Ⅱ					3				3	
	観光事業論Ⅱ					3				3	
	観光地理論Ⅱ					3				3	
	観光政策論Ⅱ					3				3	
	観光産業論Ⅱ					3				3	
	観光振興論Ⅱ					3				3	
	観光情報学Ⅱ					3				3	
C 群	観光関連法規					2				2	
	観光形態論						2			2	
	観光景観論					2				2	
	観光調査論						2			2	
	地域観光論						2			2	
	旅行企画論						2			2	
	観光ビジネス論						2			2	
	観光文化論					2				2	
	ツーリズム研究						2			2	
D 群	観光研究ゼミナールⅠ				2					2	
	観光研究ゼミナールⅡ					2				2	
	観光研究ゼミナールⅢ						2			2	
	観光研究ゼミナールⅣ							2		2	
	卒業論文								4	4	

6. 専門キャリアアップ科目

区分	授業科目	年次及び単位数								備考	
		1 年		2 年		3 年		4 年			計
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A P Q 科 目	情報管理論Ⅰ					2				2	
	情報管理論Ⅱ						2			2	
	情報管理論Ⅲ							2		2	
	旅行業務論Ⅰ					2				2	
	旅行業務論Ⅱ					2				2	
	社会行政論Ⅰ			2						2	
	社会行政論Ⅱ				2					2	
	社会行政論Ⅲ					2				2	
	社会行政論Ⅳ						2			2	
	社会行政論Ⅴ						2			2	
	税務会計論Ⅰ					2				2	
	税務会計論Ⅱ						2			2	
	税務会計論Ⅲ							2		2	
	通商実務論Ⅰ					2				2	
	通商実務論Ⅱ					2				2	
	PAL（専門職中国語）Ⅰ					2				2	
	PAL（専門職中国語）Ⅱ						2			2	
	PAL（専門職中国語）Ⅲ							2		2	
	PAL（専門職中国語）Ⅳ								2	2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅰ					2				2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅱ						2			2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅲ							2		2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅳ								2	2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅰ					2				2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅱ						2			2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅲ							2		2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅳ								2	2	
	インターンシップⅠ				2					2	
	インターンシップⅡ							2		2	
	職業指導							2		2	
	商業科教育法Ⅰ					2				2	自由科目
	商業科教育法Ⅱ						2			2	自由科目
	公民科教育法Ⅰ					2				2	自由科目
	公民科教育法Ⅱ						2			2	自由科目

7. 教職に関する科目

区分	授業科目	年次及び単位数								備考	
		1 年		2 年		3 年		4 年			計
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
教職に関する科目	教師論		2							2	
	教育原理			2						2	
	教育心理学			2						2	
	教育経営論				2					2	
	教育課程論				2					2	
	教育方法論						2			2	
	特別活動論			2						2	
	生徒・進路指導論			2						2	
	教育相談論					2				2	
	教育実習Ⅰ						1			1	
	教育実習Ⅱ							2		2	
	教育実習Ⅲ								1	1	
	教職実践演習（高）								2	2	
	特別支援教育					1				1	
	総合的な学習の時間の指導法					1				1	
ICTを活用した教育の理論及び方法		1							1		

8. 留学生プログラム

区分	新 授業科目	年次及び単位数									備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
留 学 生 プ ロ グ ラ ム	日本語会話Ⅰ	2								2	
	日本語会話Ⅱ		2							2	
	日本語作文Ⅰ	2								2	
	日本語作文Ⅱ		2							2	
	日本文学講読Ⅰ	2								2	
	日本文学講読Ⅱ		2							2	
	日本語表現Ⅰ	2								2	
	日本語表現Ⅱ		2							2	
	日本の政治と経済	2								2	
	日本の社会と文化		2							2	
	日本人の生活と習慣Ⅰ	2								2	
	日本人の生活と習慣Ⅱ		2							2	

別表 1 (2) 商学部・観光産業学科

1. 異文化交流科目

区分	授業科目	年次及び単位数								計	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
語学	英会話Ⅰ	9								9	(卒業要件) 必修科目（語学9単位以上、 専門基礎科目17単位以上、専門科目（ゼミナール科目）4単位以上）を含み、合計124単位以上（ただし、自由科目を除く）。
	英会話Ⅲ		6							6	
	英会話・作文Ⅰ			6						6	
	英会話・作文Ⅱ				4					4	
	中国語Ⅰ	9								9	
	中国語Ⅱ		9							9	
	海外中国語		15							15	
	中国語会話・作文Ⅰ			6						6	
	中国語会話・作文Ⅱ				4					4	
	韓国語Ⅰ	9								9	
	韓国語Ⅱ		9							9	
	海外韓国語		15							15	
社会と文化	韓国語会話・作文Ⅰ			6						6	
	韓国語会話・作文Ⅱ				4					4	
	論理と思考A	3								3	
	論理と思考B		3							3	
	近代社会と倫理学A	3								3	
	近代社会と倫理学B		3							3	
	哲学と社会思想A	3								3	
	哲学と社会思想B		3							3	
	市民社会と自由A	3								3	
	市民社会と自由B		3							3	
	日本近代とアジアA	3								3	
	日本近代とアジアB		3							3	
	東アジアの動きA	3								3	
	東アジアの動きB		3							3	
	日本文化と東アジアA	3								3	
	日本文化と東アジアB		3							3	
	日本文学と日本語A	3								3	
	日本文学と日本語B		3							3	
	国際経済の動きA	3								3	
	国際経済の動きB		3							3	
	言語の科学A	2								2	
	言語の科学B		2							2	
	国際社会と異文化交流A	2								2	
	国際社会と異文化交流B		2							2	
	異文化と言語A	2								2	
	異文化と言語B		2							2	
	国際社会と安全保障A	2								2	
	国際社会と安全保障B		2							2	
	スポーツの科学					2				2	
	社会と経済（中国）			2						2	
	社会と経済（韓国）			2						2	
	現代社会と情報ネットワークA	3								3	
	現代社会と情報ネットワークB		3							3	
	文化心理学A	3								3	
	文化心理学B		3							3	
	質的社会調査論A	2								2	
	質的社会調査論B		2							2	
	社会文化ゼミナール	2								2	
	異文化ゼミナール		2							2	

2. 専門基礎科目

区 分	授 業 科 目	年 次 及 び 単 位 数									備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
専 門 基 礎 科 目	データサイエンス・AI論	2								2	17単位以上
	経済と社会の仕組みⅠ			3						3	
	経済と社会の仕組みⅡ				2					2	
	経済システム理論Ⅰ			3						3	
	経済システム理論Ⅱ				2					2	
	コンピュータ・リテラシーⅠ			3						3	
	コンピュータ・リテラシーⅡ				2					2	
	小計	2	0	9	6	0	0	0	0	17	

3. 専門関連科目

区分	授業科目	年次及び単位数								計	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
専門 関 連 科 目	経済理論A					3				3	
	経済理論B						2			2	
	応用経済A					3				3	
	応用経済B						2			2	
	北海道経済論						2			2	
	日本経済論A			2						2	
	日本経済論B				2					2	
	現代中国経済論			2						2	
	現代韓国経済論			2						2	
	比較企業形態論			2						2	
	アジア比較文化論					2				2	
	比較経済論A					2				2	
	比較経済論B						2			2	
	国際関係論（政治学含む）			2						2	
	環境科学論			2						2	
	環境経済論				2					2	
	公共経済論						2			2	
	労働経済論			2						2	
	情報社会と統計			2						2	
	社会心理学						2			2	
	地域交通体系論			2						2	
	民法基礎				2					2	
	商法基礎						2			2	
	経済法						2			2	
	法社会の基礎						2			2	
	量的社会調査方法論A			2						2	
	量的社会調査方法論B				2					2	
	地域コミュニティ論						2			2	
	現代中国論A			2						2	
	現代中国論B				2					2	
	東アジア政治思想A			2						2	
	東アジア政治思想B				2					2	
	特殊講義Ⅰ						1～8				
	特殊講義Ⅱ						1～8				
	特殊講義Ⅲ						1～8				
	特殊講義Ⅳ						1～8				

4. 商学科専門科目

区分	授業科目	年次及び単位数									備考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A 群	マーケティングⅠ				3					3	
	企業経営論Ⅰ				3					3	
	金融システム論Ⅰ				3					3	
	アカウンティングⅠ				2					2	
	人的資源管理論Ⅰ				3					3	
	国際経営論Ⅰ				3					3	
	物流システム論Ⅰ				3					3	
	管理会計論Ⅰ				3					3	
	経営分析論Ⅰ				3					3	
	流通戦略論Ⅰ				3					3	
B 群	マーケティングⅡ					3				3	
	企業経営論Ⅱ					3				3	
	金融システム論Ⅱ					3				3	
	アカウンティングⅡ					2				2	
	人的資源管理論Ⅱ					3				3	
	国際経営論Ⅱ					3				3	
	物流システム論Ⅱ					3				3	
	管理会計論Ⅱ					3				3	
	経営分析論Ⅱ					3				3	
	流通戦略論Ⅱ					3				3	
C 群	流通論					2				2	
	広告論						2			2	
	国際金融論						2			2	
	アントレプレナーシップ論						2			2	
	国際ビジネスコミュニケーション						2			2	
	中小企業経営論						2			2	
	企業経営戦略論						2			2	
	財務諸表論						2			2	
	原価計算論					2				2	
	D 群	コマース研究ゼミナールⅠ				2					2
コマース研究ゼミナールⅡ						2				2	
コマース研究ゼミナールⅢ							2			2	
コマース研究ゼミナールⅣ								2		2	
卒業論文									4	4	

5. 観光産業学科専門科目

区分	授業科目	年次及び単位数								計	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A 群	観光学Ⅰ				3					3	
	観光事業論Ⅰ				3					3	
	観光地理論Ⅰ				3					3	
	観光政策論Ⅰ				3					3	
	観光産業論Ⅰ				3					3	
	観光振興論Ⅰ				3					3	
	観光情報学Ⅰ				3					3	
B 群	観光学Ⅱ					3				3	
	観光事業論Ⅱ					3				3	
	観光地理論Ⅱ					3				3	
	観光政策論Ⅱ					3				3	
	観光産業論Ⅱ					3				3	
	観光振興論Ⅱ					3				3	
	観光情報学Ⅱ					3				3	
C 群	観光関連法規					2				2	
	観光形態論						2			2	
	観光景観論					2				2	
	観光調査論						2			2	
	地域観光論						2			2	
	旅行企画論						2			2	
	観光ビジネス論						2			2	
	観光文化論					2				2	
	ツーリズム研究						2			2	
D 群	観光研究ゼミナールⅠ				2					2	
	観光研究ゼミナールⅡ					2				2	
	観光研究ゼミナールⅢ						2			2	
	観光研究ゼミナールⅣ							2		2	
	卒業論文								4	4	
											ゼミナール科目 4 単位以上

6. 専門キャリアアップ科目

区分	授業科目	年次及び単位数									備考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
A P Q 科 目	情報管理論Ⅰ					2				2	
	情報管理論Ⅱ						2			2	
	情報管理論Ⅲ							2		2	
	旅行業務論Ⅰ					2				2	
	旅行業務論Ⅱ					2				2	
	社会行政論Ⅰ			2						2	
	社会行政論Ⅱ				2					2	
	社会行政論Ⅲ					2				2	
	社会行政論Ⅳ						2			2	
	社会行政論Ⅴ						2			2	
	税務会計論Ⅰ					2				2	
	税務会計論Ⅱ						2			2	
	税務会計論Ⅲ							2		2	
	通商実務論Ⅰ					2				2	
	通商実務論Ⅱ					2				2	
	PAL（専門職中国語）Ⅰ					2				2	
	PAL（専門職中国語）Ⅱ						2			2	
	PAL（専門職中国語）Ⅲ							2		2	
	PAL（専門職中国語）Ⅳ								2	2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅰ					2				2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅱ						2			2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅲ							2		2	
	PAL（専門職韓国語）Ⅳ								2	2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅰ					2				2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅱ						2			2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅲ							2		2	
	PAL（TOEIC英語）Ⅳ								2	2	
	インターンシップⅠ				2					2	
	インターンシップⅡ						2			2	
	職業指導						2			2	
	商業科教育法Ⅰ					2				2	自由科目
	商業科教育法Ⅱ						2			2	自由科目
	公民科教育法Ⅰ					2				2	自由科目
	公民科教育法Ⅱ						2			2	自由科目

7. 教職に関する科目

区分	授業科目	年次及び単位数									備考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
教職に関する科目	教師論		2							2	
	教育原理			2						2	
	教育心理学			2						2	
	教育経営論				2					2	
	教育課程論				2					2	
	教育方法論						2			2	
	特別活動論			2						2	
	生徒・進路指導論			2						2	
	教育相談論					2				2	
	教育実習Ⅰ						1			1	
	教育実習Ⅱ							2		2	
	教育実習Ⅲ								1	1	
	教職実践演習（高）								2	2	
	特別支援教育					1				1	
	総合的な学習の時間の指導法					1				1	
ICTを活用した教育の理論及び方法		1							1		

8. 留学生プログラム

区分	新 授業科目	年次及び単位数									備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年		計	
		1 セ	2 セ	3 セ	4 セ	5 セ	6 セ	7 セ	8 セ		
留学生プログラム	日本語会話Ⅰ	2								2	
	日本語会話Ⅱ		2							2	
	日本語作文Ⅰ	2								2	
	日本語作文Ⅱ		2							2	
	日本文学講読Ⅰ	2								2	
	日本文学講読Ⅱ		2							2	
	日本語表現Ⅰ	2								2	
	日本語表現Ⅱ		2							2	
	日本の政治と経済	2								2	
	日本の社会と文化		2							2	
	日本人の生活と習慣Ⅰ	2								2	
	日本人の生活と習慣Ⅱ		2							2	

別表2 授業料等

区 分	金 額
入学検定料	30,000 円
入 学 金	220,000 円
授 業 料	1年次年額 872,000 円 2年次以降年額 888,000 円
教育充実費	1年次年額 100,000 円 2年次以降年額 120,000 円
大 学 諸 費	年額 15,000 円

＊ 授業料、教育充実費、大学諸費の納入期限は次のとおり。

第1期 4月20日

第2期 9月30日。

1. ただし、新入学生及び再入学、復籍を許可された者に限り、第1期分の授業料は、所定の期日まで
に納入しなければならない。
2. 学則第14条に基づき休学した者が後期の始めより復学するときは、復学料、第2期分の授業料、
教育充実費（1年次50,000円、2年次以降60,000円）及び大学諸費（15,000円）
を納入しなければならない。

別表3 受講料等

（1）研究生

区 分	金 額
審 査 料	15,000円
入 学 金	55,000円
研 究 料	年額 221,000円

＊ 本学卒業者及び北海学園大学の卒業者の入学金は免除。

（2）委託生、一般科目等履修生

区 分	金 額
入学検定料	30,000円
入 学 金	55,000円
受 講 料	1単位 9,000円
	実習費は、実費徴収

＊ 本学卒業者及び北海学園大学の卒業者の入学検定料、入学金は免除。

（3）教職課程（在学生）

区 分	金 額
受 講 料	教科 56,000円
	1単位 9,000円
	実習費は、実費徴収